

医療法人真誠会における診療情報の提供に関する指針

【指針の目的】

第1条 医療法人真誠会は、医師が診療情報を積極的に提供することにより、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが、共同して疾病を克服し、医師、患者間のより良い信頼関係を築くことを目的として、この指針を制定する。この目的を達成する為に、この指針の趣旨に沿って患者に診療情報を提供する。

【開示する診療情報の対象】

第2条 開示する診療情報の対象は、診療録、看護記録、検査記録、エックス線写真、処方箋その他診療のために医療法人真誠会が職務上作成し、また取得した公文書に記載されたものとする。

【診療記録等の開示を求めるもの】

第3条 診療情報の開示を求めることができる者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 患者が成人で判断能力がある場合は、患者本人
- (2) 患者に法定代理人がある場合には、法定代理人。但し、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めることができる。
- (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族
- (5) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者
- (6) 患者が死亡した場合の開示を求める者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む）とする。尚、遺族に対する診療情報の提供に当たっては患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重することが必要である

【診療情報の開示の請求方法】

第4条 診療情報の開示を申請しようとする者は、別紙様式[診療情報開示請求書]に所要の事項を記入し、申請者本人であることを証する書類を添付して院長に提出する

【診療情報の開示の決定】

第5条 医療法人真誠会の院長は、請求書を受理した際は、診療情報提供委員会の意見を得た上で、次の事項を審査の上、開示の可否を決定し、請求者に対して別紙様式[診療情報開示決定通知書]により通知するものとし、決定の通知は請求書を受理した日から起算して、原則として14日以内に行うものとする

- (1) 請求者が本指針に定める正当な請求者であることの当否、運転免許証、印鑑証明書、戸籍謄本等により確認をする
- (2) 代理請求の場合は、委任状の提出を求め本人の同意を明確に確認する

【診療記録等の開示を拒みうる場合】

第4条 医師および医療施設の管理者は、患者からの診療情報の提供、診療記録等の開示の申し立てが次の理由に当たる場合には、診療情報、診療録等の全部または一部を拒むことがある

- (1) 対象となる診療情報の提供、診療録の開示が、第3者の利益を害する恐れがある場合
- (2) 診療情報の提供、診療録の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合
- (3) 前2号のほか、診療情報の提供、診療録の開示を不相当とする相当な事由が存するとき

【診療情報の開示】

第7条 医療法人真誠会の院長は、診療情報の開示を決定したときは、請求者と協議の上、開示日時を指定する

- (1) 開示にあたっては、開示を受けようとする者が、持参した診療情報開示決定通知書及び、その他の書類により開示決定を受けた本人であることを確認した上で開示する
- (2) 開示にあたっては、医療法人真誠会の院長が指名した職員を出席させることができる

【診療情報提供委員会】

第8条 医療法人真誠会に診療情報提供委員会を設置する。委員会は院長が指名した下記の委員をもって構成する

- (1) 理事長、院長、主治医、看護・介護部長、総務課長、当該師長
- (2) 本指針の運営に当たり生じた問題に対する適切な対応方策の取りまとめをする
- (3) 開示した情報の内容等を記録に残し永久保存とする
- (4) 委員会は委員長が招集し、委員長が議長になる。委員長に事故がある場合は委員長の指名した委員が職務を代理する

【費用の徴収】

第9条 診療情報開示に対する写し等の交付に要する費用等の実費は当日に徴収する

- (1) 必要とする診療情報の謄写代は、1枚につき@30円とする
- (2) 開示手数料は1件につき10,000円とする

【指針の施工期日】

第10条 この指針は、平成 2010年 1月 4日 から施行する

医療法人 真誠会
理事長 小田 貢